



社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会

vol.148

犬山市松本町四丁目21番地（犬山市民交流センター内） TEL62-2508 FAX62-9923
ihukusi@gld.mmtr.or.jp http://inuyama-welfare.net/

「ふ」だんの「く」らしを「し」あわせに

令和3年度 会員募集のお願い

社会福祉協議会（「社協」）は、社会福祉法で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉団体」として定められ、全国の都道府県・市区町村ごとに一つ設けられています。

市民の皆さまをはじめ、町会長、民生児童委員、ボランティア、福祉団体等の幅広い住民の参加により、個々の人が人として尊重され、地域において誰もが安心して暮らしていけるように、一人ひとりの住民自らが相応の力で福祉活動に参加し、ともに助け合い、支え合いをおこなう「福祉のまち」をめざして活動しています。



財源とは、社協が地域福祉活動をおこなう上で、必要な収入のことです。

市民の皆さまからお寄せいただく、会費収入、寄付金、共同募金の配分金が貴重な自主財源となっております。



会員とは、社協の社会福祉への取り組みにご理解をいただき、会費を納めることによって事業活動への支援をしていただく方のことです。会員になることで、犬山市内での地域福祉活動に参加していただくこととなります。



本年度も、会員加入と会費納入にご協力をよろしくお願いいたします。

一般会員は町会長さん、班長さんを通じて、特別会員と法人会員は民生児童委員さん、社協支部役員さんを通じてお願いしています。

○会員の種類	※何口でも可
一般会員：一□	500円
特別会員：一□	2,000円
法人会員：一□	3,000円

令和3年度 事業計画、予算

重点推進事項(抜粋)

1.「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを構築していく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは犬山市においても着実に前進しています。本会としても行政、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)と協働し、地域住民、ボランティア等により構成される協議体から上がる生活課題を参考としてその解決に努めていきます。

現在、最も成果の上がっている高齢者等の地域の交流場所としての「地域サロン」活動については、より多くの地域で開設されるよう引き続き支援していきます。

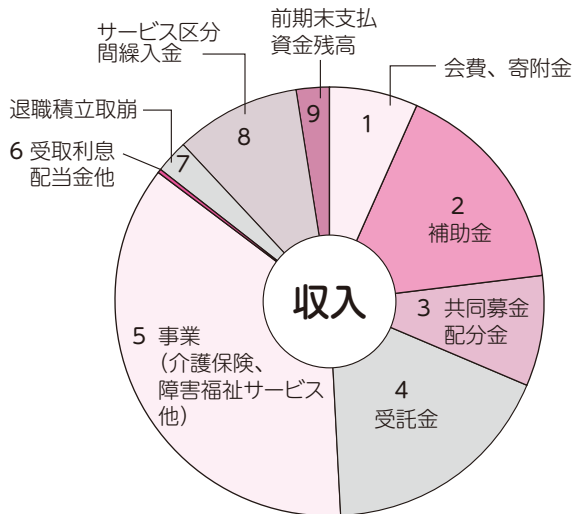
2.障がい者(児)相談支援体制強化への取り組み

障がい者(児)への計画相談支援は高齢者福祉分野に比べ、対象が幼児から高年齢者と価値観等の異なる幅広い世代への対応を要するとともに、身体、知的、精神と全く違う障がい特性に合わせた支援を要する等相談支援員は多種多様なニーズに応える高いスキルが求められています。その一方で、依然として事業採算性や人材確保の面から取り組む事業者は、現在市内に少ない状況にあります。

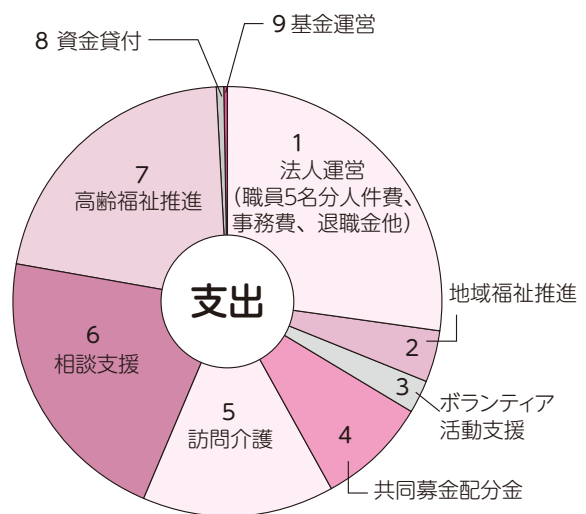
本会は、障がい者(児)が安心して地域で暮らしていけるよう「障害者基幹相談支援センター」と連携を図り、引き続き注力して取り組んでいきます。

予算総額 **155,480** 千円

収入の部



支出の部



	科目(収入名)	金額(千円)	割合(%)
1	会費、寄附金	10,364	6.67
2	補助金	25,817	16.60
3	共同募金配分金	12,836	8.26
4	受託金	27,715	17.83
5	事業 (介護保険、障害福祉サービス他)	56,232	36.17
6	受取利息配当金他	352	0.23
7	退職積立取崩	3,962	2.55
8	サービス区分間繰入金	14,705	9.46
9	前期末支払資金残高	3,497	2.25

	科目(事業名)	金額(千円)	割合(%)
1	法人運営 (職員5名分人件費、事務費、退職金他)	42,497	27.33
2	地域福祉推進	6,238	4.01
3	ボランティア活動支援	3,641	2.34
4	共同募金配分金	12,986	8.35
5	訪問介護	22,608	14.54
6	相談支援	33,035	21.25
7	高齢福祉推進	33,422	21.50
8	資金貸付	1,022	0.66
9	基金運営	31	0.02

※事業計画。予算及び事業報告、決算については、詳細をホームページからご覧になることができます。

令和2年度 事業計画、決算

重点推進事項(抜粋)

1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを構築していく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、犬山市においても着実に進んでいます。行政、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）と協働し、地域住民、ボランティア等により構成される協議体に参加し、地域の福祉課題の把握に努めました。

また、高齢者等の地域の交流場所としての「地域サロン」活動が、円滑に実施できるよう支援を行いました。

2. 「発展強化計画」の策定

職員の意識改革、組織風土改革、既存事業の整理や新規事業展開のための本会の目標と経営方針を明確にするために「発展強化計画」の策定に向け準備を進めました。

3. 障がい者(児)相談支援体制強化への取り組み

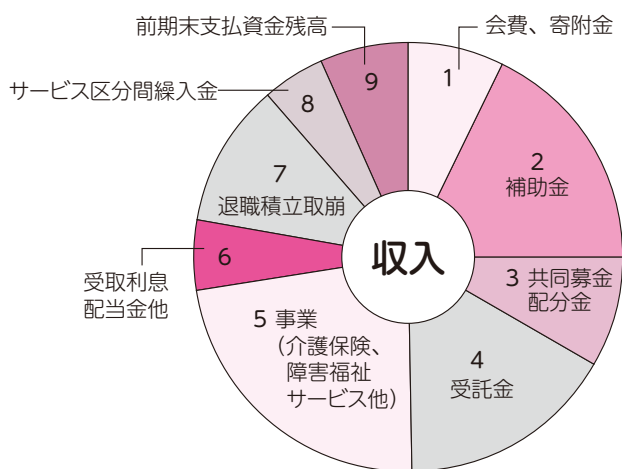
平成30年度より市受託事業として運営を開始した「障害者基幹相談支援センター事業」も3か年目を終了し、包括的な相談支援機能も着実に向上し、障がい者(児)とその家族の安心安全な暮らしを支え、またその暮らしを支える地域の仕組み作りを進め、地域福祉の向上に努めました。

また、障害者自立支援協議会の運営も、当事者、保護者や支援者との協働により部会活動の充実に努めました。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響

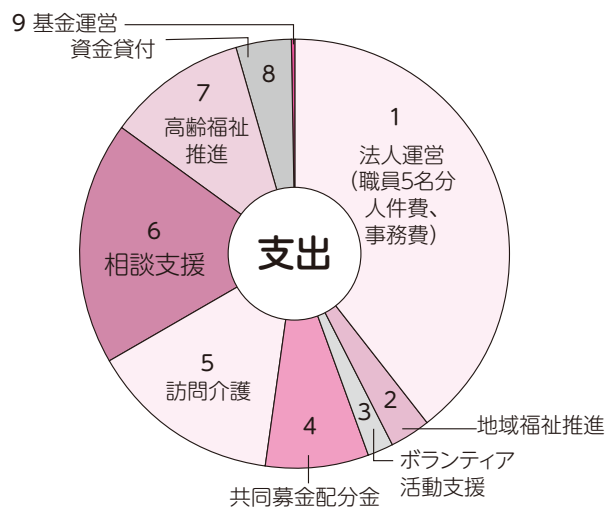
令和2年度は、緊急事態宣言等が発令されたことにより、様々な活動に制約が生じたため、予定していた行催事が実施できないことが数多くありました。

収入決算額 133,336,877円



科目(収入名)	金額(円)	割合(%)
1 会費、寄附金	9,853,358	7.39
2 補助金	23,575,235	17.68
3 共同募金配分金	11,250,437	8.44
4 受託金	21,800,565	16.35
5 事業(介護保険、障害福祉サービス他)	30,508,219	22.88
6 受取利息配当金他	6,874,788	5.16
7 退職積立取崩	14,482,280	10.86
8 サービス区分間繰入金	6,404,689	4.80
9 前期末支払資金残高	8,587,306	6.44

支出決算額 139,798,592円



科目(事業名)	金額(円)	割合(%)
1 法人運営(職員5名分人件費、事務費)	55,138,387	39.45
2 地域福祉推進	4,616,340	3.30
3 ボランティア活動支援	2,636,498	1.89
4 共同募金配分金	10,770,518	7.70
5 訪問介護	20,179,357	14.43
6 相談支援	25,742,906	18.41
7 高齢福祉推進	14,542,236	10.40
8 資金貸付	6,159,915	4.41
9 基金運営	12,435	0.01

差引 △6,461,715円(運営基金より充当し、安定経営に努めます。)

令和2年度 主な事業内訳

1 法人運営事業

- 理事会<2回>、評議員会<2回>、監査<1回>
- 会員募集<16,895件>
- 寄附の状況<9件>

2 地域福祉推進事業

- 地域のふれあいサロン活動を支援<30団体>
- 社会福祉協議会支部活動の助成<6地区>
- 車いすの貸出<82件>
- 福祉車輛の貸出<23件>
- 綿菓子機、ポップコーンメーカーの貸出<4件>
- プロジェクター、スクリーンの貸出<73件>
- 社協だより<年3回発行>
- ハートマスクプロジェクト<1,786枚>

3 ボランティア活動支援事業

- ボランティアセンター
＜相談19件 登録126グループ3,624人、個人12人＞
- ボランティア団体活動助成<47グループ>
- ボランティア連絡協議会活動助成
- ボランティア養成講座の開催
 - ・手話講座
 - ・視覚障がい者支援ボランティア養成講座

4 共同募金配分金事業

- 数え95歳敬老記念品贈呈<95人>
- 初めて出会う絵本プレゼント事業<345人>
- 車いす購入費助成<15件>
- シルバーカー購入費助成<57件>
- 修学旅行参加支度金助成<132人>
- 弁護士による無料法律相談<7日39件>
- 福祉実践教室<7校 参加児童・生徒580人>
- 生活困窮者支援資金貸付<14件>
- 法外援護、食料支援<98件>
- 福祉団体活動支援<7団体及び単位子ども会>
- 低所得世帯等への歳末慰問金品贈呈
＜461世帯・460人＞
- 子ども会交流会助成<2件 参加者144人>
- 福祉団体実施事業支援<3事業>
- 声の広報<利用者13人>
- おもちゃ図書館<19日87人 貸出数 50点>
- おもちゃ病院<26日144人 修理数91点>

- こころの居場所「はなみずき」開設
＜1日 参加者15人＞

5 訪問介護事業

- 訪問介護<3,399回 3,565時間>
- 障がい者居宅介護等<2,217回 2,060時間>
- 障がい者地域生活支援<181回 114時間>

6 相談支援事業

- 障がい者計画相談支援<353件>
- 障がい児計画相談支援<82件>
- 障害者基幹相談支援センター相談支援
＜206人 2,367件>
- 日常生活自立支援事業<利用者19人>

7 高齢福祉推進事業

- 老人クラブ指導員の配置
- いきがいサロンの運営<利用者延べ3,388人>

8 資金貸付事業

- 生活福祉資金<451件>

9 基金運営事業

- 市民福祉基金
＜R3.3.31現在積立額 111,426,556円＞
- 運営基金
＜R3.3.31現在積立額 10,819,000円＞



令和3年度社会福祉協議会助成事業のご案内

～市民の皆さまからお寄せいただく“会費”や“共同募金”を活用して実施しています～

申請は、社会福祉協議会(社協)にお越してください。

申請書類様式は、ホームページからダウンロードできます。



ふれあいサロン運営の助成

地域でのつながりづくりのため、地域住民により自発的に催されるサロンの運営費用を助成します。また、新規にサロンを立ち上げる場合は、準備金も助成します。

▼対象：地域住民に広く周知、参加を募り、かつ自主的、継続的な活動計画によりおこなわれるサロン活動住民団体

▼助成額：○活動助成／一回1,000円、
上限48,000円

※年間6か月、6回以上開催が必要です

○準備金／15,000円※立ち上げ時に限る

▼申請方法：詳しくは社協にお問い合わせください。

初めて出会う絵本プレゼント

お子さんの健やかな成長を願って絵本を2冊プレゼントします。

▼対象者：5ヶ月児

▼実施日：毎月第3水曜日（※祝日と重なる場合は翌週）

▼実施時間：午前10:30～11:30

▼場所：犬山市保健センター2階 すこやか広場

▼持ち物：母子健康手帳

※申請は必要ありません。また、実施日に来られない場合は、1歳未満であれば社協でお渡します。

修学旅行参加支度金助成

要・準保護家庭等の児童、生徒を対象に修学旅行の参加支度金を助成します。

要・準保護家庭の方につきましては、小・中学校を通じ支給しますので、個別の申請は不要です。

なお、上記以外の方で次に該当する方は社協へ直接申し込みをしてください。

▼対象：市内在住の母子父子家庭医療受給中の方で、今年度小・中学校、高等学校の修学旅行に参加される児童生徒。

▼助成額：小学生 10,000円

中学生 15,000円

高校生 20,000円

▼申請方法：印鑑、母子父子家庭医療受給者証、修学旅行の日程等が分かるもの。

高校生は学生手帳(写し可)を持参の上、申請してください。

▼注意事項：旅行後でも年度内であれば助成します。

子ども会活動助成

地域で活躍する子ども会の活動費用を助成します。

▼対象：犬山市子ども会育成連絡協議会に登録していない単位子ども会

▼助成額：5,000円

▼申請方法：印鑑、子ども会員名簿、行事計画書等内容がわかるものを持参の上、申請してください。

子ども会交流事業開催助成

地域の子どもの会の行事等に高齢者を招待して交流会をしませんか？

世代間交流を目的とする行事開催費用を助成をします。

▼助成額：参加者1人につき500円

(食事を伴わない場合300円)※上限50,000円

▼申請方法：印鑑、行事計画書等内容がわかるものを持参の上、開催の1ヶ月前までに申請してください。

シルバーカー購入費助成

高齢者の外出支援のために、シルバーカー購入費用を助成します。

▼対象：市内在住の65歳以上の方

※再申請は前申請から3年間の経過を要す

※中古品不可

▼助成額：5,000円

▼申請方法：シルバーカー購入後に健康保険証等の写し、領収書の写し、印鑑及び振込先預金口座通帳の写しを持参の上、申請してください。

車いす購入費助成

歩行が困難な方の外出支援のために車いすの購入費用を助成します。

▼対象：市内在住の歩行が困難な方

※障害者補装具費支給や介護保険制度福祉用具レンタルを受けられる方を除く

※中古品不可

▼助成額：8,000円

▼申請方法：車いす購入後に健康保険証等の写し、領収書の写し、印鑑を持参の上、申請してください。

共育(共に生きる心を育む)の福祉教育が始まります!

犬山市社会福祉協議会では、市内の小中学校で福祉教育の一環として、障がい当事者、ボランティア、各学校の協力のもと下記の項目の「福祉実践教室」を主催しています。

また、これら専門的な項目を学習するにあたって、「ふくしってなあに」という事前に総合的な福祉学習の機会も提供しております。

【教室の項目例】

- 車いす体験 ○手話体験 ○要約筆記体験
- 点字体験 ○盲導犬体験
- 視覚障がいガイド体験 ○高齢者疑似体験



昨年は誰もが想定していなかったコロナ禍のなか、見送りが相次ぎましたが、合計7校の市内小学校で、事前学習会と福祉実践教室を実施することができました。

このような学習の機会を小中学生の皆さんに提供し、障がいや老いることに対する正しい理解を持ち、社会福祉への関心を高めることを目的としています。障がいをもつ人も、そうでない人も共生していける世の中の第一歩です。

ボランティア講座開催の報告：視覚障がい者支援ボランティア講座

地域で暮らす視覚障がい者を支えるボランティア講座を3月に開催しました。

10日(水)には、「音訳講座」を音訳ボランティアグループ「声の広報A・B」「音訳ひまわり」の協力のもと開催しました。

音訳ボランティアとは、視覚に障害のある方のために、活字で書かれている内容を音声にして伝えるボランティアです。受講者の皆さんには、視覚に障害のある方の「目の代わり」となって、様々な教材の情報を声で伝えることを挑戦していただきました。

また、録音室で、音訳されたものを校正したり、音声データを編集したりする、様々な活動も紹介できました。

17日(水)には、ガイドヘルプ講座を外出支援ボランティアグループ「この指とまれ」と盲導犬「ファンタ」の協力のもと開催しました。

ガイドヘルプの知識と技術について、講義を受けた後、アイマスクを着用し、ペアで、会場のフロイデから、犬山駅周辺まで外出しました。階段やエスカレーターの上り下り、スクランブル交差点など、どのように説明すればよいかと考えること、感じるものがたくさんあったようです。

最後、当事者講師の方々への質疑応答ではさまざまな話題がでました。特に盲導犬について学ぶことが多かったです。

多くの目の不自由な人にとって、外出は容易なものではありません。あなたの「何かお手伝いすることがありますか」という一言に救われる場合が多いということでした。



●●● 大切なお知らせ ●●●

いつもの活動に、
これから始める活動に安心を!

ボランティア保険に加入しましょう!

ボランティア活動保険は、ボランティア・NPO活動中にボランティア自身がケガをした(傷害事故)、他人にケガをさせてしまった、他人の物をこわしてしまった(賠償事故)などを幅広く補償します。

★ボランティア活動保険★

▼対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」(実費弁償費程度のものは無償とみなします)

※町内活動やPTA活動等は対象外になります。

▼補償の対象

「傷害保険」ボランティア自身のケガ

「賠償責任保険」他人をケガさせてしまった。他人のものを壊してしまった。

▼掛金

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本プラン	250円	300円	500円
天災プラン	400円	500円	800円

▼対象 個人・ボランティア団体

▼補償期間

加入手続きの翌日から令和4年3月31日まで

★ボランティア行事用保険★

▼保険の加入対象者

ボランティア団体、NPO法人等の常にボランティア活動を推進している民間団体

▼補償の対象

「傷害保険」ボランティア自身のケガ

「賠償責任保険」他人をケガさせてしまった。他人のものを壊してしまった。

▼補償の対象となる活動

加入対象者となる団体が主催者となって行うボランティア活動に関わる行事を補償します。

▼掛金

日 帰 り	30円～268円/人
宿 泊 行 事	231円～355円/人

※内容により異なります。お問い合わせください。



ボランティア活動を始めたら

活動を「無理なく」「継続的に」また、「有意義に」行うために、次の点を心掛けましょう。

ボランティア 10ヶ条

- ①自分に合った身の回りのことから手がけましょう
- ②相手のニーズ(求めること)に合わせて活動しましょう
- ③無理のない計画をたてましょう
- ④約束は守りましょう
- ⑤秘密は守りましょう
- ⑥たえず学習し、自分を成長させましょう
- ⑦宗教や政治活動とは区別しましょう
- ⑧謙虚さも大切にしましょう
- ⑨まわりの理解と協力を得ておきましょう
- ⑩安全対策に充分配慮しましょう



ボランティア連絡協議会の冊子紹介

ボランティア連絡協議会が令和3年2月20日開催予定であった「令和2年度 国宝の街 犬山 ボランティアのつどい」の一環として進めていたボラ連加盟団体の活動状況を紹介する冊子の紹介です。犬山市ボランティア連絡協議会(略してボラ連)はボランティア活動を志す人がお互い助け合い、協力しあって、活動の輪を広げ、地域に役立つことを目的に、昭和60年に結成されたものです。ご興味のある方は、ボランティアセンターまでご連絡ください。



～ ご活用ください ～

社会福祉協議会各種用具、機材の貸出しのご案内

申請は、社会福祉協議会(社協)までお越しください。
申請書類様式は、ホームページからダウンロードできます。



車いすの貸出し

高齢者等の外出支援のために車いすを貸し出しています。

- 対象：ケガや病気により歩行が困難で一時的に車いすが必要な方
- 貸出期間：3か月以内
- 料金：無料



福祉車両の貸出し

歩行が困難であったり、車いすを利用されている方の外出支援、社会参加のために福祉車両の貸し出しています。

車いすスロープ車と後席リフトアップ車を用意しています。

- 対象：市内在住の歩行困難な高齢者、身体障がい者及び疾病、傷病等により歩行困難な方
- 貸出期間：月1回、4日以内
- 料金：無料（燃料代として10kmまで100円、10kmを超えるごとに追加100円）

※普通免許取得後1年以上を経過した運転者が必要となります。



綿菓子機、ポップコーンメーカー、プロジェクターの貸出し

地域で活動する団体等が開催する非営利のイベントや学習会に活用できる機材を貸し出しています。

- 対象：町内会、ボランティア団体、市民活動団体、及び地域福祉活動団体
- 貸出期間：一週間以内
- 料金：無料



市民の皆さまからお寄せいただく
“会費”や“共同募金”を活用して実施しています

ご寄附ありがとうございます

○ 一般寄附 (R3.1.1～R3.5.31)

オルセー動物クリニック	池田達雄 様	36,500円
カトリック小牧教会	様	5,000円
犬山商工会議所	親睦ゴルフ大会 様	74,000円
生き生きサロン	尾藤定 様	5,000円

発行者 社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
住所 犬山市松本町四丁目21番地(犬山市民交流センター内)
電話 (62)2508 FAX(62)9923
E-mail iihukusi@gld.mmtr.or.jp
URL <http://inuyama-weifare.net/>

この広報誌は、会費により再生紙を使って発行しております。